

# こんな広告にご用心!

~知っているといないとでは大違い! 正しい広告の見方~

消費者庁が実際に行政処分(勧告・措置命令・課徴金納付命令)を実施した実例をもとに、問題がある表示などについてわかりやすく解説いただきます!

2019年2月27日(水)  
10:00~12:00

## 浦和コミュニティセンター第13集会室

今だけ無料!



健康食品やダイエット食品の広告などで、

- 今だけ無料! に惹かれて申し込んだけど実は5回の購入が条件だった!
- 薬による治療によることなく、飲むだけで血圧が下がるかのような表示があるけど・・・
- 「半信半疑だったが、やっと出会えた」などの体験談があると、自分にも効果があると思うけど・・・



講師: 田中 誠氏 消費者庁 表示対策課

JR 浦和駅 東口徒歩1分(浦和パルコ上・コムナーレ10階)

駐車場 あり (有料)

定員 80名(要申込み)

主催 適格消費者団体 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(829)7444

なくす会に、消費者団体訴訟制度の「差止請求」「被害回復」等に  
役立てるための消費者トラブルの情報提供をお願いします

身の回りの被害、例えば・・・

- 広告の内容と明らかに違う！
- キャンセル料がとても高額だった！
- アパート退去時の費用負担が納得できない！
- 既に授業料を払った語学学校を辞めたが、一切返金されない！

などの情報をお寄せ下さい！

疑問に感じる契約内容や約款、広告のコピー等をお送りください。



★★★情報提供は下記へお問合せください★★★

電話 048-844-8972 (平日午前10時～午後4時まで)

Fax 048-829-7444

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



内閣総理大臣認定：適格消費者団体 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会について

消費者に変わって、「不当な契約」・「不当な勧誘」などを行なう事業者に対し、不当行為の改善申入れや訴訟提起、被害回復手続の追行を担うことができる資格を持った団体です。  
事業者が不当な行為を続けることを阻止し、消費者被害が広がらないように活動しています

### なくす会での訴訟提起事例

- 2010年5月に着物レンタル業者の不当なキャンセル条項の使用差止請求をし、和解成立。
  - 2012年4月に不動産賃貸業契約期間2年未満の短期解約について定めた条項等の使用差止請求をし、和解成立。
  - 2012年10月に企業信用調査、個人信用調査を目的とする事業者の調査委任契約後の解約手数料にする条項の使用差止請求をし、和解成立。
- ➔ 2017年1月、(株)NTTドコモに対し差止請求訴訟提起。  
敗訴判決を不服とし控訴したが棄却。  
2018年1月、(有)台企画に対し差止請求訴訟提起。5月和解  
2018年7月、(株)ディ・エヌ・エーに対し一切責任を負わないなどとする条項の使用差止請求訴訟中。  
2018年12月、(株)トーソーコンストラクションに対し訴訟提起

会員になって活動を支えてください

なくす会の運営費は会費と寄附で成り立っています。消費者被害の拡大を防ぐ活動を支えるのはみなさんの力です！  
個人正会員：3000円/年  
個人賛助会員：1000円/年  
※ 寄付も随時、受け付けています

適格消費者団体は、個別の救済はできません。

お住まいの市町村の相談窓口や、消費生活支援センターに迷わず相談を！

全国共通 消費者ホットライン TEL 188 (いやや) (0570-064-370)